

一般社団法人むつ青年会議所会員資格規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第7条に基づき本会議所会員資格に関する事項を規定する。

(新入会員加入に関する事項)

第2条 入会申込者は正会員2名の推薦を必要とする。但し、移籍会員はこの限りでない。

2 推薦できる正会員は、次の条件を満たした者でなければならない。また、推薦者となった正会員は、当該入会申込者が正会員となった場合の義務の不履行については、その全ての責任を負わなければならない。その責任期間は入会の翌年から2年間とする。

- (1) 正会員となって1年を経過した者
- (2) 過去1年間の例会出席が6回以上である者
- (3) 所定の期日までに会費を納入した者
- (4) 2人のうち1人は、2年以上当会に在籍可能な者であること

3 入会の申込みは、入会申込書の他、次の書類を添付して事務局へ届け出るものとする。

- (1) 身分証明書
- (2) 写真4枚(3ヶ月以内のもの、4cm×5cm)

4 入会の正否は理事会において決定する。

5 正式入会を認められた会員は、入会金並びに会費を納入し、会員章を着用する。

(会費納入に関する事項)

第3条 本会議所の会費及び納入期限を次のとおりとする。

会員別	金額	納入期限
正会員	会費 年額 120,000 円	3月までに全額納入する。または3月末までに半額、後の半額は7月末までに納入することが出来る。新入会員については入会を認められた月より換算納入する。
特別会員	会費 30,000 円	
賛助会員	会費 年額 5,000 円	

入会金は10,000円とし、正式入会を認められたと同時に納入しなければならない。但し、正会員より特別会員になる場合は、入会金を必要としない。又、他会議所会員にして転居等により加入しようとするもので他会議所の正会員の証がある者は入会金を半額とする。

納入方法は現金納入を原則とするも、取引金融機関よりむつ青年会議所口座振込を認める。

(会員失格に関する事項)

第4条 正会員が、会費を6ヶ月以上納入しなかった場合には、理事会の決議に基づき総務委員会はただちに会費納入の督促状を発送する。

2 前項の督促後なお会費を3ヶ月以上納入しないときは、理事長は定款第14条第7号の規程のとおり会員資格を喪失した旨を本人に通知する。